

Vol.141

今回は 所得税・法人税

相談事例  
紹介

## 会員相談室

相談委員 原田 和彦 (京橋)



電話相談

受付 午前10時～11時50分  
時間 午後 1時～ 2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157



## 居住者・非居住者が国内に所有する土地・建物を、公益財団法人に贈与した場合の課税関係

## 事例 1

居住者である甲が、国内に所有する土地・建物を国内の公益財団法人Aに贈与した場合、甲（贈与者）及びA協会（受贈者）にどのような課税関係が生じるか。また、同様に、非居住者である乙が贈与した場合はどうか。

## 回答

甲（居住者）が所有する当該贈与した土地・建物について、贈与時の時価により譲渡があったとみなされ、甲の譲渡所得に対して所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）が課税される。なお、その贈与が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること等一定の要件（以下「公益増進要件」という。）を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合は、その贈与はなかつたものとみなされ、贈与時において甲に所得税は課税されない。

一方、A協会について、贈与による当該土地・建物の取得は収益事業には該当しないため、その受贈益に対して法人税は課税されない。

また、非居住者である乙が贈与した場合の課税関係は、先述の甲（居住者）が贈与した場合の課税関係と同じである。

## 検討

## 1 居住者が国内の土地・建物を公益財団法人に贈与した場合の課税関係

居住者の所有する山林又は譲渡所得の基因となる資産について、①法人に対する贈与又は遺贈、②法人に対する時価の2分の1未満の対価による譲渡、③個人に対する限定承認に係る相続又は包括遺贈による移転があった場合、その移転事由の生じたときに時価により譲渡があったものとみなし、その資産の所有期間中における値上がり益（キャピタルゲイン）について、その所有者であった被相続人又は贈与者等に対し所得税が課税される（所法59①二）。

譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産の所有者の支配を離れて移転するのを機会に清算して課税するものであり、対価を伴わない無償の資産の移転についても、その資産の増加益はその移転時の時価に照らして具体的に把握できるため、移転時の増加益が課税の対象とされている。

しかしながら、個人に対する資産の移転（後述する一定の場合を除く）については、現実に収入が無いにもかかわらずその移転時に課税されることは納税者感情にそぐわないことなどから、その移転時には課税されず、贈与者や被相続人の取得価額を受贈者や相続人等へ引き継ぐことにより、その受贈者や相続人等が資産を譲渡したときに、前所有者（贈与者、被相続人）の保有期間中のキャピタルゲインも含めて課税される。

一方、その資産の移転が法人に対する贈与や遺贈のように、技術的に取得価額の引継ぎが出来ないものや限定承認に係るものであるときは、その移転時に時価による譲渡があったものとして、それまでに生じているキャピタルゲインに対して課税される（みなし譲渡課税）。したがって、甲が、所有する土地・建物をA協会に贈与した場合、みなし譲渡課税の適用により、当該土地・建物を贈与時の時価により譲渡したものとみなされ、当該土地・建物に係る譲渡所得に対して所得税が課税される。

なお、公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人その他の公益を目的とする事業を営む法人（外国法人を除く。）に対して財産を贈与又は遺贈した場

合で、公益増進要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合、甲にみなし譲渡課税は適用されず所得税は課税されない（措法40①）。この場合、所定の申請書を贈与、遺贈があった日から4か月以内（所得税の確定申告書の提出期限が先に到来する場合はその提出期限まで）に納税地の所轄税務署を経由して国税庁長官に提出しなければならない（措令25の17①、措規18の19①）。

法人税法上、内国法人である公益法人等は、収益事業（法法令5、34業種限定列举）から生じた所得に対してのみ法人税が課税される（法7）。公益法人等については、贈与による当該土地・建物の取得は収益事業に該当しないと考えられ、A協会が贈与により当該土地・建物の取得をしても、その受贈益に対して法人税は課税されない。

## 2 非居住者が国内の土地・建物を公益財団法人へ贈与した場合の課税関係

所得税法上、非居住者の課税対象は、国内源泉所得に限られる（所法7①三）。国内の土地・建物の譲渡による所得は、国内源泉所得とされる（所法161①三、所令281①一）。また、非居住者の国内源泉所得に係る課税標準や税額の計算については、別段の定めがあるものを除き、居住者の規定（一部を除き所得税法第二編第一章～第四章）に準じて計算するとされ（所法165①）、みなし譲渡課税の規定は、非居住者にも適用される。したがって、乙が、所有する土地・建物をA協会に贈与した場合の課税関係は、検討1で述べた居住者が贈与した場合の課税関係と同じである。

なお、非居住者に対する国内にある土地・建物の譲渡による対価（一定の場合を除く）について、その支払いをする者は、支払いの際10.21%の所得税等を源泉徴収しなければならない。しかし本事例においては、乙に対してみなし譲渡課税が適用された場合であっても、その対価の支払いはないため、A協会に所得税の源泉徴収義務はない。（所法161①五、212①、213①二）



## 日雇い雇用の場合における給与に対する源泉徴収税額及び年末調整

## 事例 2

居酒屋店舗を営んでいるB社は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため緊急事態宣言が発出されたことによる休業に伴い、人員整理として従業員の一部を解雇した。その後、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、B社が解雇した従業員を再度雇用しようと考えている。その際にB社がいわゆる日雇い雇用により従業員を採用した場合、その給与に対する源泉徴収や年末調整に係る以下の点を教示願いたい。

1 源泉徴収税額は、日雇い雇用した従業員を引き続き雇用し続けた場合であっても、源泉徴収税額表の日額表「丙欄」を適用して求めるのか。

2 昼夜交代シフト制により日雇い雇用した従業員が長時間勤務する場合、源泉徴収税額表の日額表「丙欄」適用上、源泉徴収税額はどのようにして求めるのか。

3 採用当初1か月間は日雇い雇用とし（この間は月額表「丙欄」適用）、その後、期間の定めのない雇用（正社員）として採用した場合、その者の年末調整の対象となる給与には、採用当初の日額表「丙欄」適用分を含めるのか。

## 回答

1 月額表「丙欄」は、同一の雇用主のもとに、あらかじめ雇用期間が2ヶ月以内と定められた者に支払われる給与に適用される。2ヶ月を超えた場合、超える部分の給与については「丙欄」を適用することはできない（甲欄又は

乙欄を適用する）。

2 1回の就労による給与の2分の1に相当する金額について、月額表「丙欄」を適用して税額を求め、その税額を2倍した額として源泉徴収税額を計算する。

3 その者の年末調整の対象となる給与には、月額表「甲欄」を適用した給与のほか、月額表「丙欄」を適用した給与も含める。

## 検討

1 賞与以外の給与に対する源泉徴収税額を求める税額表には月額表及び日額表がある。また、月額表には甲欄及び乙欄の区分が、日額表には甲欄、乙欄及び丙欄の区分がそれぞれ設けられている。源泉徴収税額は、その給与の支給区分等に応じて使用する税額表及び使用する欄を適用して求める。日雇賃金に係る源泉徴収税額は、日額表の丙欄を適用して求める。日雇賃金とは、日々雇用される者が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払いを受ける給与等をいう（所法185①三）。ただし、一の給与支払者から継続して2ヶ月を超えて支払いを受ける場合には、その2ヶ月を超える部分の期間につき支払いを受ける給与等は、日雇賃金には含まれない（所令309）。なお、建設労務者や港湾労務者に支払う賃金については、一定の要件の下、2ヶ月を超えても日額表丙欄を適用することができる場合もある（昭和41年12月27日直法5-33他）。

また、労働した日又は時間によって算定された給与等で、日々雇用される者が、数日分取りまとめて支払いを受ける場合であっても、その労働した日又は時間ごとに日額表の丙欄を適用して税額を求め、その合計額を給与等の支払いの際に源泉徴収する（所基通185-8（1））。なお、あらかじめ雇用期間が2ヶ月以内と定められた者（例：学生の短期アルバイト等）がその支払いを受ける場合も同様である（所基通185-8（2））。

2 日々雇用される者が昼夜交代勤務のように、1回の就労時間が翌日までなど長時間となり、隔日就労が通例となっている場合の日雇賃金については、1回の就労による給与等を日額の給与として源泉徴収税額を求めることは実情にそぐわない面もあるため、2日間就労したことによる給与として、日額表の丙欄を適用して源泉徴収税額を計算する（所基通185-10）。つまり、1回の就労による給与の2分の1に相当する金額について、日額表の丙欄を適用して税額を求め、その税額を2倍した額として源泉徴収税額を計算する。

3 年末調整の対象となる給与等は、年末まで引き続き勤務している者で、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している者（一定の者を除く。）について、その年中に支払ったすべての給与等である。したがって、年末調整の対象となる給与等には、同一の支払者が支払った給与等であれば、甲欄を適用した給与等だけでなく、乙欄や丙欄を適用した給与等も含まれる（所基通190-2）。

注）内容は、令和3年1月18日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。